

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成30年12月定例会

	議案の 件名	議案第70号 交野市税条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">条例</span> その他（ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 0 5px;"> </span> ）	
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。		枚方市において、同様の減免制度を実施している。			
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉			
身体障害者等に対する軽自動車税の減免は、毎年税務室窓口での申請手続が必要であるが、健常者と違い、来庁申請に対して肉体的・精神的負担の大きい障がい者、及びその介護者の負担を軽減するため、新規減免申請及び決定の翌年度から減免措置の自動継続を実施するものである。		昨今、軽自動車税の減免件数は増加傾向にあるが、本制度導入による減免申請の大幅増は考えにくい。一方、軽自動車税全体の調定額も年々増額傾向にあるため、減免の件数が増加しても軽自動車税税収に大きな影響はないと思われる。			
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉			
身体障害者等に対する軽自動車税の減免は、対象となる障がい者ご本人及びその介護者の方から手続の緩和についてご意見をいただいております。また、減免申請期間は軽自動車税の納付期間にもあたっていることから、事務繁忙に伴うミスを防止する意味でも事務効率化の検討をおこなっていた。このほど、先行して減免の自動継続を行っている枚方市の事例を研究した結果、本市でも導入可能であると判断し、今回の提案に至った。		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）	11 困難を抱えている人をみんなで支えあっている		
		○その他の計画（該当する場合のみ）			
		計画名称			
〈市民参加の状況〉		策定年度			
有・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間			
		〈政策等の実施時期〉			
		公布の日から施行する。			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	
		市民部	税務室	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">有</span> ・無（条例概要、新旧対照表）	

## 交野市税条例の一部改正について

### 1. 条例改正の目的

身体障害者等に対する軽自動車税の減免について、現行制度は毎年税務室窓口での直接申請手続きが必要とされるが、減免申請のため来庁される身体障がい者の方、介護される方の身体的負担も大きく、負担軽減についてのご意見を多数いただいているから、このほど減免の自動継続制度を導入するにあたり、関連条文を改正するもの。

### 2. 条例改正の内容

軽自動車税の減免制度のうち、身体障害者等に対する軽自動車税の減免（市税条例第100条関係）について、減免申請対象軽自動車等の、申請及び減免決定翌年度以降の軽自動車税を自動的に減免するというもの。

※ 平成31年度は現行と同じく窓口で減免申請をしていただき、自動継続は平成32年度からとなる。

※ 但し、申請内容が変更された場合で、変更により減免要件を満たさなくなった場合は減免廃止となる。また、減免対象車両が異動した場合（軽自動車等の乗換等）は、翌年度に新規で減免申請を行う必要がある（さらに申請翌年度から減免は自動継続される）。

### 3. 施行日

公布の日

交野市税条例（平成15年条例第38号）の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第100条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>4 市長は、第1項第1号に該当する軽自動車等について同項の規定により減免を受けた者について、当該減免の措置を受けた理由に変更がないと認める場合は、第2項の規定による申請をした年度の翌年度以後においても当該軽自動車等に関し、同項の規定による申請があったものとみなして、軽自動車税を減免することができる。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第100条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 (略)</p>